

## 第 740 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 3 年 12 月 24 日 (金) 14 時 00 分～14 時 56 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 6 会議室」

### 議題

#### 1 諮問事項

(1) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について  
(資料 1)

(2) さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮  
について  
(資料 2)

#### 2 報告事項

(1) 令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会第 56 回東日本ブロック会議の書面議決の結果  
について  
(資料 3-1、3-2、3-3)

(2) かながわ水産業活性化指針の改定素案について  
(資料 4)

#### 3 その他

(1) 令和 4 年 3 月の委員会開催日程について

(2) その他

#### [参考資料]

① 東京海区漁業調整委員会指示  
(参考資料 1)

#### [配付資料]

② 守っていただきたい海のルール

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、  
黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、  
山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 小川 GL、相澤副技幹、船木副技幹

## 議 事

滝口事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

本日は、15名中、現在のところ13名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いたします。

議 長  
(櫻本会長)

ただいまから、第740回の委員会を開会します。

本日の議題ですが、「諮問事項」が2件、「報告事項」が2件、「その他」となっております。

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

石橋委員、鵜飼委員よろしいでしょうか。

両委員  
議 長

了 承

それでは石橋委員、鵜飼委員よろしくお願いたします。

それでは議事に入ります。

まず、諮問事項(1)「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から補足することはありますでしょうか。

(小坪委員入室)

議 長

この件について御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同  
議 長

了 承

それではそのように決定いたします。

続いて、諮問事項(2)「さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から補足することはありますでしょうか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

玉置委員

資料2によりますと、さより機船船びきあみ漁業の制限条件について、3ページの操業区域のものだけ「4 他の漁業の操業を妨げてはならない」という条件があり、2ページと4ページの操業区域ではその制限条件がないのですが、その理由について教えていただけないでしょうか。

水) 相澤副技幹

「他の漁業の操業を妨げてはならない」という条件は三浦半島西岸の漁協に所属する漁船に対する許可にされています。

平成16年と17年にかけて、三浦半島西岸の漁協から、さより機船船びき網漁業の操業区域の拡大を望む旨の要望がありました。

要望された拡大の範囲は相模湾沿岸漁協の地先であり、共同漁業権の外ではありますが、ひらめ刺し網や釣り漁業の漁場として利用されているということもあり、地元の漁協からトラブルがないように許可、指導されたいということがあったので、他の漁業を妨げてはならないと条件を付加した経過があります。

玉置委員  
議長

分かりました。ありがとうございます。

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同  
議長

了承

それではそのように決定いたします。

続いて、報告事項（1）「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会第56回東日本ブロック会議の書面議決の結果について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から補足することはありますか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

来年度は当海区が担当ということで、色々大変だと思っておりますがよろしくお願いたします。

それでは本件につきましては報告事項ということで了承ということにさせていただきます。

続いて、報告事項（2）「かながわ水産業活性化指針の改定素案について」を議題とします。

本件につきましては、資料は事前送付されていますが、内容の説明は当日に行うとのことでしたので、水産課より説明をお願いします。

（小澤委員入室）

水）船木副技幹  
議長  
福本委員  
水）船木副技幹

【資料4に基づき説明】

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

この計画は10年計画で、半分きたということでもいいのですか。

そのとおりです。

本来は昨年度が5年目でしたので、昨年度改定する予定だったのですが、コロナの関係で、今1年遅れで対応しているところです。

福本委員

その中で漁業協同組合の経営基盤や漁港関連施設のところですが、荷さば

き施設などのインフラの老朽化対策の遅れなどとありますが、この辺について具体的にどのようなことをなされたのか説明していただけないでしょうか。

水) 船木副技幹 例えば三崎の漁港を例に挙げますと、新たな沿岸用の施設や冷蔵施設の整備、また、堤防の整備などを対応してきております。

福本委員 三崎だけでしょうか。

水) 船木副技幹 大磯港の荷さばき施設も整備し、大磯コネクトという名称になっていると思いますが、そこの整備などもしております。

福本委員 各漁協にそのようなものがたくさんあるのですが、これから順番で何かするということなのでしょう。

それとも、全然まだ白紙の状態なのでしょう。

水) 船木副技幹 そこは水産課の方で各漁協とニーズ調査もした上で対応していくことになると思います。

福本委員 みんな古くなりすぎているので、各漁協と話し合うということも遅れ過ぎているのではないかなと思います。

少し言い過ぎかもしれないですが、今半分までできていると言っても、載せているだけで何もやっていないではないかという話ではないでしょうか。

特にうちの場合は全く話がないので、そのように見えます。

このような計画に載っているのであれば、少しでもそういう話をしていただきたいのですが、言っていることとやっていることが違うのではないのでしょうか。

水) 船木副技幹 御指摘の点については課内でも共有させていただきたいと思います。

福本委員 もう一つ言わせてもらおうと、三崎と小田原はお金の流れが違うので、やっていることも違うのではないかなと思います。

流れが違うところから入っているお金でやっているのではないかなという印象があります。

失礼ですが、これに対しては、三崎と小田原以外の話をしているのではないかなと思うので、そこで三崎を出しても説明にはならないのではないかなと思います。

水) 船木副技幹 分かりました。

議長 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

玉置委員 国内最大規模の養殖事業誘致というのがあり、説明の中には三崎漁港という名前も入っていますが、これはかなり具体的に進んでいるということなのでしょう。

水) 船木副技幹

この話は昨年度からスタートしており、検討協議会というのも昨年度立ち上げ、今年までの1年半の中で6回ほど協議させていただいております。

今三崎との話が出てきましたが、今県としては城ヶ島の南西沖辺りを候補地と考えているので、そこから一番近い漁港というと三崎漁港になると思います。

そこに水産物の一部を水揚げしていただくことで市場も活気づくでしょうし、新たに生産される魚が観光資源にもなり得るのではないかと思います。

それにより観光客にも来ていただくことで地域活性化にも寄与するのではないかという期待を持ち、検討協議会の方で中身について議論を進めているところです。

ただ、現状、具体的にこのプロジェクトに参加を表明された企業はまだ出てきておりません。

大きな理由として、やはり相模湾というのは、そもそも魚類養殖をするには厳しい環境の海なのではないかという御意見があります。

確かに2年前のように大型ですぐ近くを通過していく台風などを見ると、厳しい環境なのではないかという意見が出るのもやむを得ないと思います。

そのような環境に耐えられる網を作れるのかとかといったところで議論が今止まっている状況ですが、県としては引き続き話をさせていただき、手を挙げていただける企業が出てくるように努力していきたいと考えております。

玉置委員  
議長  
鵜飼委員

分かりました。

他に御意見等ございますでしょうか。

県が示されたものはあくまでも概要であり、細かいところはまた色々あると思いますが、4ページのところで少し細かい話をさせていただきたいと思います。

先ほど御説明があったように、この計画は令和4年からということでしょうか。

水) 船木副技幹  
鵜飼委員

そのとおりです。

御存知の方もいると思いますが、新たな取組の(イ)でかながわ漁業就業促進センター開設とあり、これは令和4年以前に開設されています。

これを単純に読むと、令和7年まで県が開設して実施されるという解釈でよろしいのでしょうかというのが1点です。

それからもう1点、(ウ)について、色々な意味での所得向上というのは

水) 船木副技幹

漁業現場で言われているのですが、具体的な今後の現場での取組というのは一体何なのか、もしあるのであれば、教えていただけないでしょうか。

1 点目のかながわ漁業就業促進センターを令和7年度まで県が運営するのかという部分ですが、かながわ漁業就業促進センター自体は令和2年度からスタートしているものです。

そして来年の令和4年度までは県の方で予算立てをして運営していくという考えになっていますが、令和5年度以降については、県からの運営費の計上はなくなり、神奈川県漁連の方で運営していただきたいというのが県の考えです。

それから所得向上について具体的に何を考えているのかということですが、1つは、既に現場でやられていることを更に強化していこうというニュアンスでもありますが、県内の卸売場と協働した県産水産物の取扱量増加への取組があります。

具体的に言いますと横浜中央卸売市場との関係になると思います。

通称追っかけと言っていますが、通常、入札は朝早くに行われると思いますが、それでは各港からの魚が間に合わないので、お昼くらいにもう1回入札をかけていただき、いわゆる朝どれの魚を当日中に一般の魚屋にも並べてもらうことで、単価向上といった部分につなげていきたいと考えております。

もう1つは、漁船や漁具の円滑な導入支援ということで、通称漁船リース事業と呼んでいますが、この事業をもっと活用していただくよう県からも周知を図っていくことを考えております。

それからもう1つは定置での話になると思いますが、蓄養機能付きの定置網の導入や、あるいはその漁港での蓄養水面の活用の促進というのがあります。

やはり多獲性魚種というのは、取り過ぎてしまうと単価が値崩れしてしまうわけですが、蓄養して出荷日をずらすことによって単価の値崩れを防ぎ、一定の収入は得られるようにするというものです。

あとはブランド化の支援や6次産業化への支援というのがあり、これは従来からも力を入れてやっていますが、そういったことを引き続きやっていきたいと考えています。

これらが今回の所得向上での取組内容と考えております。

以上です。

(ウ)の方は分かりました。

鵜飼委員

(イ)については、この中でこういう書き方をすると、一般の方は県がやると捉えると思うので、少し違和感があります。

多少記載を工夫されたらどうでしょうか。

これを素直に読むと、県が開校して令和7年まで研修会を開催すると読めると思います。

今の御説明では、令和4年までは県が資金を出す、令和5年以降は漁連や他の団体で自主的に行ってくださいという話になりますよね。

水) 船木副技幹  
鵜飼委員

そのとおりです。

そうは読めないと思います。

ここで議論するのも申し訳ないですが、表に出たときに実態と乖離していて違和感がある部分があると思うので、少し御検討いただければと思います。

議 長

新たな取組の(イ)に関しては、もう少し実態を表したような表現を検討していただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

福本委員

先ほどの沖の養殖の話ですが、今までやってきて、現実的に結構難しいということであれば、続ける意味はどこにあるのかなと思います。

先ほど所得向上で定置の蓄養など言っていましたが、やはり生かすというのは簡単なことではなく、3日経てばすれてしまうわけで、出荷調整はそんな簡単にできないと思います。

その辺も、言っているだけではなく、現場の声をもう少し聞いて研究した方がよいと思います。

水) 船木副技幹

蓄養につきましては、小田原の方で検証等を経て、実際に畜養して出荷調整して出されるようになっておりますので、そういったことも踏まえ、この流れを県下全域に拡大できればというところで記載させていただきました。

最初の方の大規模ですが、委員御指摘のとおり、現状中々話がうまく進んでいない部分があります。

相模湾の環境が魚類養殖に厳しいのではないかという意見は昨年来いただいておりますが、県としてはなんとか誘致にはこぎつけたいという部分もありますので、例えば、今後は相模湾にこだわらず、相模湾よりはハードルが低いであろう東京湾側も含めて候補地をもう一度考え直してみることも考えております。

もちろん東京湾側だから必ずできる海域という保証はないですが、相模湾よりはハードルが低くなることで、水産会社等に手を挙げていただけること

があれば、県にとってもいい話になりますので、選択肢を増やしながら引き続き検討を進めていきたいと考えております。

議長

他に御意見等ございますでしょうか。

水) 滝口課長

先ほど福本委員から市場の老朽化について御意見がございましたが、例えば、福本委員が所属されている大楠漁協や、江の島片瀬漁協等、それから県や県漁連が参画して、浜の活力再生広域プランの策定を進めてきました。

その相模湾地区の再生委員会の再生プラン、通常広域浜プランと言っておりますが、これについては今年の3月に国の認可が下りております。

そのプランの中に、老朽化した荷さばき施設等の改修も入っておりますので、今後はその実現に向けて、国の補助金等を活用できるよう、地元の漁協や再生委員会と県が一緒になって進めていきたいと考えております。

少し補足させていただきました。

福本委員

広域浜プランの話は、例えば国の予算で半分入っても、半分は組合で払わなければいけないので、そのことを私は言いました。

半分出してもらったとしても、もう半分は出せないのが現実なので、そこを言いました。

議長

他にないようでしたら、これは報告事項なので了承ということにしたいと思いますが、今後、かながわ水産業活性化指針等を検討されるときに、今いただいたような意見もぜひ参考にさせていただければと思います。

よろしく願いいたします。

それではその他(1)「令和4年3月の委員会開催日程について」を議題とします。

3月の開催日程について事務局から説明をお願いいたします。

事) 上原主事

事務局案としましては、3月28日月曜日、又は29日火曜日のいずれかまでお願いできればと思います。

開始時刻は同じく14時を予定しております。

委員一同

日程調整

議長

それでは、3月28日月曜日ということで決定したいと思います。

次に、前回の委員会でいくつか質問事項が出ましたが、その際、確認してから回答するとされたものが3点ありました。

まず、まあじ・まいわし知事管理漁獲可能量に関する質問について、水産課より回答をお願いします。

水) 小川GL

前回の委員会におきまして、まあじ及びまいわしのTACによる配分について鵜飼委員から御質問をいただきました。

本県の両魚種についての目安数量の算出方法について御回答いたします。

まず、国は資源評価等に基づき、各魚種におけるTAC、漁獲可能量を設定いたします。

ここから国の留保分として2割を差し引いた後、過去3か年である平成29年から令和元年までの漁獲実績の比率、基本シェアと言いますが、これを算定し、これに基づき大臣管理漁業及び都道府県別に配分したものが目安数量となります。

回答は以上です。

鵜飼委員

元のデータは本県が出しているのでしょうか。

水) 小川 GL

元々は国が資源評価等を行います。

これは各県や大臣許可漁業等々の漁獲データを基に水研機構が算定をする漁獲可能量なので、漁獲の実績ではなく、資源状況を見た上で獲ってもいい最大量となっています。

鵜飼委員

水研機構が出しているのでしょうか。

水) 小川 GL

水研機構が計算して国がTACを設定し、2割引いた後に各関係者に配分するので、実績よりも当然多くなると思います。

鵜飼委員

本県のデータは提供されていないということでしょうか。

水) 小川 GL

提供されており、それが全部積み上げられています。

配分するときの漁獲実績の比率については、本県がどれくらい獲っているかというのを全体の割合を算出するために使いますので、そのシェアに基づいて配分が戻ってくることになり、報告がなければ配分がないこととなります。

鵜飼委員

分かりました。

議 長

続きまして、太平洋広域委員会で報告されたキンメの資源評価に関する質問について、事務局より回答をお願いします。

事) 上原主事

【当日配付資料に基づき説明】

議 長

ありがとうございました。

よく分かりました。

他に御意見等なければ、次に入りたいと思いますが、最後に、福島原子力発電所の処理水の海洋放出に関する質問について、事務局及び水産課より回答をお願いします。

事) 角田代理

先月の海区委員会において、福本副会長から、福島原発のALPS処理水処分に関して、全漁連などでは反対を表明しているが、委員会で扱うことはないのかといった御発言がありました。

また、鵜飼委員からも県漁連の動きなどをお話しいただく中で、海区委員会の全国連合会である全漁調連としての要望ということもお話に出ました。

事務局からは、当該処分に関して当委員会が答申するなどの法的なものはないこと、水産課からは県として説明を受けたものはない旨を回答し、併せて全漁調連などの動きも確認してみると回答いたしましたので、状況を報告します。

全漁調連の動きですが、先ほど報告事項として御説明しましたが、東日本ブロック協議会の議題として、各海区委員会から寄せられた来年度の国への要望事項がございました。

この中に処理水に関係する事項はありませんでしたので、この影響を強く受ける宮城、福島、茨城の各海区委員会に確認したところ、いずれの委員会でも、「全漁調連の来年度要望の議論した場面も含め、これまで処分水の話題が出たことはない」、「各委員、他の場面で話をしているので、委員会では出さないのかもしれない。ただ、事務局サイドとしては、この全国連合会として要望する事項は、直接漁業調整や資源管理に係る事項に限定するというになっているので、事務局から要望案を出したりせず、また、委員から要望があればそう答えるつもりだった」とのことでした。

以上が動きですが、そこで今何ができるかという、やはり要望するならば他の海区委員会と一緒にになって要望しないと有効ではありませんし、もし今要望するならば、全漁連と同様、海洋放出に断固反対ということが前面に出ますので、直接漁業調整・資源管理につながるとは言いにくいかと思われます。

強く関係する3県も同じ考え方で、特に動きもありませんので、今しばらく放出や関係者の動きを見て、漁業調整等に直接・具体的につながる要望という段階になれば、他の海区や水産行政サイドと歩調を合わせた要望活動もできるかと思います。

これが海洋放出となれば当海区内の漁業にも影響はあり、漁業者の皆様の不安も当然あるかと思いますが、今しばらく様子を見てはと考えたところです。

事務局からは以上です。

水) 滝口課長

前回、水産課から本件について国等からの情報が入っていない旨発言をいたしました。令和3年8月に、ALPS処理水について所管する経済産業省の担当者から説明を受けておりましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

なお、その際、原発事故により本県産の水産物でも輸出する先の国によっては過剰な検査を求められるような影響が現時点でも続いている事実があることを認識してもらいたいといったことや、ALPS処理水についても風評被害対策や検査体制の強化について考慮するよう申し入れております。

議 長  
福本委員  
議 長

福本副会長いかがでしょうか。

ありがとうございます。

最後に委員の皆様から何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは本日の委員会はこれで閉会といたします。

御協力ありがとうございました。

以上